

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト Ver.17

No. 9740L023QA

発効日: 2020/6/30

Table-1 規制物質

*1:対象用途により規制レベルが異なる物質

管理№	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	分析要求項目	適用法令
P1001	カドミウム及びその化合物	-	レベル1	亜鉛を含む金属材料の不純物	100ppm未満	原材料、その他材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
				上記以外の用途	5ppm未満	原材料、その他材料	
P1002	鉛及びその化合物	-	レベル1	錫を含む金属材料の不純物	500ppm未満	原材料、その他材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
				上記及びガラスフリット以外の用途	100ppm未満	原材料、その他材料	
M001	鉛及びその化合物*1	-	管理物質	ガラスフリット	-	原材料、その他材料	
P1003	水銀及びその化合物	-	レベル1	全ての用途	2ppm未満	原材料、その他材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
P1004	六価クロム化合物	-	レベル1	全ての用途	10ppm未満	原材料、その他材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
P1005	包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム（4重金属）の合計	-	レベル1	ナミックスが包装材として購入している全ての副資材	包装を構成する各均質素材毎で、4重金属の合計50ppm未満	副資材	包装および包装廃棄物指令 (94/62/EC)
P1006	ポリブロモビフェニル (PBB)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	全ての材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
P1007	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	全ての材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
P1008	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25367-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8	レベル1	全ての用途	50ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
P1009	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	-	レベル1	全ての用途	50ppm未満	-	化審法 第一種特定化学物質
P1010	ポリ塩化ナフタレン (PCN)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	化審法 第一種特定化学物質
P1011	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	-	レベル1	全ての用途	50ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1012	短鎖型塩素化パラフィン (SCCP) (炭素鎖長 10-13の短鎖型塩素化パラフィン)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU・POPs 規則(EC)No 850/2004
P1013	ポリ塩化ビニル及びPVC混合物	-	レベル1	絶縁テープを除く全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1014	ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU規則 (EC) No 842/2006
P1015	オゾン層破壊物質 (ODS)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU規則 (EC) No 2037/2000
P1016	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU Regulation (EC) No.1005/2009
P1017	パーフルオロオクタンスルホン酸 (塩を含む) (PFOS)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1018	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル	別表1.1参照	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	ノルウェー Product regulations
P1019	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物含む)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1020	ジオクテルスズ(DOT)化合物	-	レベル1	全ての用途	材料に対しスズ換算で1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII 重要顧客要求事項
P1021	酸化ベリリウム	1304-56-9	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU WEEE指令(2002/96/EC)
P1022	塩化コバルト	7646-79-9	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1023	砒素及びその化合物	-	レベル1	液晶パネル (カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む) のガラスの消泡剤、清澄剤	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 重要顧客要求事項
P2003	砒素及びその化合物*1	-	レベル2	上記以外の用途	1000ppm未満	-	
P1024	石棉 (アスベスト)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	ドイツ化学品禁止規則
P1025	特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン)	別表1.2参照	レベル1	全ての用途	30ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII 重要顧客要求事項

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト Ver.17

Table-1 規制物質

*1:対象用途により規制レベルが異なる物質

管理№	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	分析要求項目	適用法令
P1026	ホルムアルデヒド	50-00-0	レベル1	製品に組み込んで使用される繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品 (スピーカ、ラック等)	チャンバー法/ 気中濃度: 0.1ppm以下	-	ドイツ化学品禁止規則
R001	ホルムアルデヒド*1	50-00-0	削減物質	上記以外の用途	-	-	
P1027	N-フェニルベンゼンアミンとステレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST)	-	レベル1	全ての用途	-	-	カナダ 特定有害物質禁止規則
P1028	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	化審法 第一種特定化学物質
P1029	フマル酸ジメチル (DMF)	624-49-7	レベル1	全ての用途	0.1ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
P1030	特定の多環芳香族炭化水素 (PAHs)	別表1.3参照	レベル1	全ての用途	1ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII 重要顧客要求事項
P1031	ベンゼン	71-43-2	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P1032	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	EU POPs規制 Annex I
P1033	紛争鉱物 (コンゴ民主共和国及びその周辺国から産出される金、錫、タンタル、タングステン)	-	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	-	米国 金融規制改革法
P1034	放射性物質 [ウラン (U)、プルトニウム (Pu)、ラドン (Rn)、アメリシウム (Am)、トリウム (Th)、セシウム (Cs)、ストロンチウム (Sr) など]	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	放射線障害防止法
P1035	赤燐/黄燐	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	-	重要顧客要求事項
P1036	特定のフタル酸エステル (DEHP/DBP/BBP/DIBP)	別表1.4参照	レベル1	全ての用途	50ppm未満	全ての材料	EU RoHS指令 (EU)2015/863 重要顧客要求事項
P2001	りん酸トリス2-クロロエチル (TCEP) りん酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	115-96-8 13674-84-5 13674-87-8	レベル2	全ての用途	1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 重要顧客要求事項
P2002	ジブチルスズ(DBT)化合物	-	レベル2	全ての用途	材料に対しスズ換算で 1000ppm未満	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
P2003	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質 但し、下記の物質を除く: ・ C ₈ F ₁₇ -X (X = F, Cl, Br) ・ C ₈ F ₁₇ -C(=O)OH、C ₈ F ₁₇ -C(=O)-X'又はC ₈ F ₁₇ -CF ₂ -X' (X' = 任意の基、塩を含む)	-	レベル2	全ての用途	その塩を含むPFOAとして 25ppb、又はPFOA関連物質 の合計として1000ppb(1ppm)	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII

Table-2 削減物質

*R001 : Table-1 を参照

管理№	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	分析要求項目	適用法令
R002	ベリリウム銅	-	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	重要顧客要求事項
R003	その他のフタル酸エステル (規制物質を除く)	別表2.1参照	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	重要顧客要求事項
R004	ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム	別表2.2参照	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R005	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール	140-66-9	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R006	ビス (2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) Annex XIV
R007	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R008	エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R009	過塩素酸塩	-	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	カリフォルニア州 DTSC規則
R010	リン酸トリキシリル (TXP)	25155-23-1	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R011	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R012	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R013	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル)チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成物)	-	削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006
R014	ビスフェノールA	80-05-7	削減物質	全ての用途	25 ppm	-	EU REACH規則 (EC) Annex XIV
R015	REACH 高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern) ※最新のリストに従う 参照先: https://echa.europa.eu/candidate-list-table		削減物質	全ての用途	1000 ppm	-	EU REACH規則 (EC) 重要顧客要求事項

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト Ver.17

Table-3 管理物質

*M001 : Table-1を参照。M002,M005 : 欠番

管理№	物質名	CAS No.	区分	対象用途	閾値 (許容濃度)	分析要求項目	適用法令
M003	その他の多環芳香族炭化水素 (PAHs) (規制物質を除く)	別表3.1参照	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M004	アンチモン及びその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M006	ベリリウム及びその化合物 (酸化ベリリウム、ベリリウム銅を除く)	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M007	ビスマス及びその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M008	その他有機塩素系化合物(PBB,PBDEを除く) ※不純物を含む「全臭素」についても管理対象とする	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M009	その他有機塩素系化合物(PCB, PCN,PCT,SCCPを除く) ※不純物を含む「全塩素」についても管理対象とする	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M010	コバルト及びその化合物 (塩化コバルトを除く)	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M011	フッ素およびその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M012	ヨウ素およびその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M013	chemSHERPA管理対象物質 (最新版のリストに従う)	別表3.2参照	管理物質*2	全ての用途	—	—	アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)
M014	低分子シロキサン (≦20量体)	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M015	ナノマテリアル (粒子径が1~100nmの化学物質)	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M016	燐及びその化合物 (赤燐/黄燐を除く)	—	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M017	シアン化合物 (構造中に[-C≡N]を1つ以上、有する物質全てが管理対象)	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M018	硫黄及びその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M019	亜鉛及びその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M020	チタン及びその化合物	—	管理物質*2	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M021	揮発性有機化合物 (VOCs)	別表3.3参照	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項
M022	レアアース (希土類)	別表3.4参照	管理物質	全ての用途	—	—	重要顧客要求事項

*2 : リスト中の規制物質/削減物質と重複する場合はその規制レベルに従うこと

別表1.1 パーフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩及びそのエステルの一覧

物質名	CAS No.
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825-26-1
ペンタデカフルオロオクタン酸ナトリウム	335-95-5
ペルフルオロオクタン酸カリウム	2395-00-8
ペルフルオロオクタン酸銀（I）	335-93-3
ペンタデカフルオロオクタン酸ニルフルオリド	335-66-0
ペルフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
ペルフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5

別表1.2 特定アゾ化合物（特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン）の一覧

物質名	CAS No.
4-アミノジフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン; 4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
2-アミノ-4-ニトロトルエン; 5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン	99-55-8
<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
<i>p</i> -クレシジン; 6-メトキシ- <i>m</i> -トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス- (2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-チオジアニリン; 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
2,4-トルイレンジアミン; 4-メチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

別表1.3 特定の多環芳香族炭化水素（PAHs）の一覧

物質名	CAS No.
ベンゾ [a] ピレン	50-32-8
ベンゾ [e] ピレン	192-97-2
ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3, 1718-53-2
クリセネ	218-01-9
ベンゾ [b] フルオランテン	205-99-2
ベンゾ [j] フルオランテン	205-82-3
ベンゾ [k] フルオランテン	207-08-9
ジベンゾ [a, h] アントラセン	53-70-3

別表1.4 特定のフタル酸（DEHP/DBP/BBP/DIBP）の一覧

物質名	CAS No.
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7
フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5

別表2.1 その他のフタル酸エステル（規制物質を除く）

物質名	CAS No.
フタル酸ジイソニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0 68515-49-1
フタル酸ジ- <i>n</i> -オクチル (DNOP)	117-84-0
フタル酸ジヘキシル (DNHP)	84-75-3
炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル (DIHP)	71888-89-6
炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル (DHNUP)	68515-42-4
フタル酸ビス (2-メトキシエチル) (DMEP)	117-82-8
その他のフタル酸エステル	-

別表2.2 ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウムの一覧

物質名	CAS No.
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1
四ホウ酸ナトリウム五水和物	12179-04-3
四ホウ酸ナトリウム（無水物）	1330-43-4
四ホウ酸ナトリウム十水物	1303-96-4
七酸化二ナトリウム四ホウ酸水和物	12267-73-1

別表3.1 その他の多環芳香族炭化水素（PAHs）

物質名	CAS No.
アセナフテン	83-32-9
アセナフチレン	208-96-8
ナフタレン	91-20-3
フルオレン	86-73-7
フェナントレン	85-01-8
アントラセン	120-12-7
フルオランテン	206-44-0, 93951-69-0
ピレン	129-00-0, 1718-52-1
インデノ (1,2,3- <i>cd</i>)ピレン	193-39-5
ベンゾ [g,h,i]ペリレン	191-24-2
ジベンゾ [a,i]ピレン	189-55-9
ジベンゾ [a,h]アクリジン	226-36-8
ジベンゾ [a,j]アクリジン	224-42-0
ジベンゾ [a,e]フルオランテン	5385-75-1
ジベンゾ [a,e]ピレン	192-65-4
ジベンゾ [a,h]ピレン	189-64-0
ジベンゾ [a,i]ピレン	191-30-0
7H-ジベンゾ [c,g]カルバゾール	194-59-2
5-メチルクリセネ	3697-24-3

別表3.2 chemSHERPA管理対象物質（最新版のリストに従う）

対象法規制	参考URL
LR01: 日本 化審法 第一種特定化学物質	http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html
LR02: 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第6条)	https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances
LR03: EU ELV指令 2011/37/EU	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/index.htm
LR04: EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm
LR05: EU POPs規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	http://ec.europa.eu/environment/chemicals/international_conventions/index_en.htm
LR06: EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) およびANNEX XIV (認可対象物質)	http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_en.htm https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table
LR07: EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	http://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/restrictions/substances-restricted-under-reach
IC01: Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	http://www.gadsl.org/
IC02: IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/MainFrameset

別表3.3 揮発性有機化合物 (VOCs)

物質名	CAS No.
プロパン-2-オール	67-63-0
アセトン	67-64-1
酢酸ブチル	123-86-4
キシレン	1330-20-7
2-ブタノン	78-93-3
エタノール	64-17-5
エチルベンゼン	100-41-4
テトラヒドロフラン	109-99-9
1-メトキシ-2-ヒドロキシプロパン	107-98-2
1-ブタノール	71-36-3
メチルイソブチルケトン	108-10-1
n-ヘプタン	142-82-5
酢酸エチル	141-78-6
シクロヘキサノン	108-94-1

別表3.4 レアアース (希土類)

物質名	CAS No.
Sc (スカンジウム) 及びその化合物	-
Y (イットリウム) 及びその化合物	-
La (ランタン) 及びその化合物	-
Ce (セリウム) 及びその化合物	-
Pr (プラセオジウム) 及びその化合物	-
Nd (ネオジウム) 及びその化合物	-
Pm (プロメチウム) 及びその化合物	-
Sm (サマリウム) 及びその化合物	-
Eu (ユウロピウム) 及びその化合物	-
Gd (ガドリニウム) 及びその化合物	-
Tb (テルビウム) 及びその化合物	-
Dy (ジスプロシウム) 及びその化合物	-
Ho (ホルミウム) 及びその化合物	-
Er (エルビウム) 及びその化合物	-
Tm (ツリウム) 及びその化合物	-
Yb (イッテルビウム) 及びその化合物	-
Lu (ルテチウム) 及びその化合物	-

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト 改訂記録

版数	改訂年月日	改訂内容	改訂理由	改訂元
13	2016/4/25	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を「規制・管理物質リスト」から「環境負荷化学物質リスト」に変更 ・「削減物質」区分の追加 ・管理Noの再割当て ・別表1～3の追加 ・規制レベルと対象用途の見直し (No. P1020, P1030, P2001, M003) ・適用法令情報の追加 (No. P1008) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NAMICS グリーン調達基準書の用語の定義に揃えるため。 ・要求事項の明確化を図るため。 ・重要顧客要求事項を満たすため。 ・法律の改正に伴う。 	品質保証本部
14	2017/6/16	<ul style="list-style-type: none"> ・物質の追加 (No. M017~M020) ・対象物質の見直し (No. P1023, P2003) ・閾値の見直し (No. P1036) ・規制レベルと対象用途の見直し (No. P1036, R001, R014) ・別表3. 2の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要顧客要求事項を満たすため。 ・要求事項の明確化を図るため。 	品質保証本部
15	2018/6/29	<ul style="list-style-type: none"> ・物質の追加 (No. R015) ・閾値の見直し (削減物質) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要顧客要求事項を満たすため。 	品質保証本部
16	2019/6/28	<ul style="list-style-type: none"> ・物質の追加 (P2003, M003, M021, M022) ・適用法令の見直し ・分析対象の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要顧客要求事項を満たすため。 	品質保証本部
17	2020/6/30	<ul style="list-style-type: none"> ・対象用途と閾値の見直し (P1002) 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた閾値の見直しを行った。 	品質保証本部